

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

■計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ H 29 年度				
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画(老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画)であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。				
目的・概要	本計画は、団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる平成37(2025)年を視野に入れて、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳ある暮らしができるよう、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協力によって「地域包括ケアシステム」の実現をめざすものである。				
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 基本理念 </div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち </div>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標1</td> <td>地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発</td> </tr> </table>	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発
	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実			
	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標2</td> <td>福祉と医療の連携強化</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)在宅医療の推進(訪問看護・リハビリテーションの充実強化) (2)認知症高齢者への支援の充実</td> </tr> </table>	基本目標2	福祉と医療の連携強化	基本施策	(1)在宅医療の推進(訪問看護・リハビリテーションの充実強化) (2)認知症高齢者への支援の充実
	基本目標2	福祉と医療の連携強化			
	基本施策	(1)在宅医療の推進(訪問看護・リハビリテーションの充実強化) (2)認知症高齢者への支援の充実			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標3</td> <td>多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)生活支援サービスの確保(見守り、配食など) (2)財産管理などの権利擁護</td> </tr> </table>	基本目標3	多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援	基本施策	(1)生活支援サービスの確保(見守り、配食など) (2)財産管理などの権利擁護
	基本目標3	多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援			
	基本施策	(1)生活支援サービスの確保(見守り、配食など) (2)財産管理などの権利擁護			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標4</td> <td>介護予防の推進</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)要介護状態とにならないための予防の取り組み (2)自立支援に資する介護の推進</td> </tr> </table>	基本目標4	介護予防の推進	基本施策	(1)要介護状態とにならないための予防の取り組み (2)自立支援に資する介護の推進
	基本目標4	介護予防の推進			
	基本施策	(1)要介護状態とにならないための予防の取り組み (2)自立支援に資する介護の推進			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標5</td> <td>高齢者の住まいと暮らしの環境整備</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保</td> </tr> </table>	基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備	基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保
基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備				
基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">基本目標6</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の目標と方策</td> </tr> </table>	基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)	基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策	
基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)				
基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策				

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	地域密着型サービス 居宅サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所	0	1	0
2	②看護小規模多機能型居宅介護	施設 (人)	0 (0)	1 (29)	0 (0)
3	地域密着型サービス 施設・居住系サービス 認知症対応型共同生活介護	施設 (人)	9 (108)	10 (117)	10 (117)

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)については、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で旧介護予防事業を見直して事業再編し、平成29年度から制度運用を開始した。 ・亀山地域包括支援センターでは、新しい総合事業に対応するとともに個別ケースの地域ケア会議を進めるほか、生活支援、認知症対策に係る人材の配置や体制整備を行った。 ・医療、福祉(介護)の連携については、市立医療センターに相談支援窓口を設置し、多職種連携による亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」を運用した。 ・市立医療センターでは、一般病床の一部を地域包括ケア病床へ転換、在宅医療支援を行う保険調剤薬局の誘致など、医療面から地域包括ケアの体制整備を強化した。 ・介護保険施設の整備については、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1施設が整備された。
成果	本計画により、在宅医療・介護連携体制の構築、認知症総合支援の体制整備、旧介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への移行などが図られ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な“住まい・医療・介護・予防・生活支援”のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が進んだ。
総合計画推進への寄与度	第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実、(3)高齢者の地域生活支援の充実などの施策の推進に寄与した。

反省点・課題	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を視野に入れつつ、自立支援・重度化防止に取り組みながら、本格的な超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの深化・推進に向け進めていく必要がある。
--------	---

今後の方向性	反省点・課題については、平成29年度中の新計画策定作業において整理しており、それらを踏まえつつ次期亀山市高齢者福祉計画の推進を図っていくものとする。
--------	--

高齢者福祉計画の推進状況について

1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実 (1) 地域包括支援センターの体制強化

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するため、在宅介護支援センターのあり方を見直すとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会等と連携して支援が必要な高齢者に対応するしくみづくりを進めています。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆生活支援コーディネーター（包括1名、在介3名）、認知症地域支援推進員2名、認知症初期集中支援チームを設置 ◆在宅介護支援センターの担当者SWが担当地域の民生委員定例会へ毎月参加	◇社会福祉協議会で地域包括支援センターを運営しながら実施 ◇民生委員、福祉委員、ボランティア、老人クラブの事務に対応している社会福祉協議会との連携強化
専門職（社会福祉士等）の定着に向けた対策を検討するとともに、広域連合と協議のうえ、必要な人員配置を行っていきます。		⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域了解のもと広域事務経験のある保健師をSWに準ずる者として配置 ◆成年後見制度利用支援を社会福祉協議会に業務委託	◇生活支援コーディネーターも社会福祉協議会に業務委託し業務安定化
地域包括ケアシステムや地域包括支援センター事業等の状況を市民や関係機関に理解していただくため、各種広報活動を行っていきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆介護予防をテーマに広報16日号に1年間連載（併せて窓口を周知） ◆在宅医療講演会を開催し、市民、専門職等に広く啓発	◇地域包括支援センターの認知度向上、広報活動充実【広域7期】
研修会や事例検討会を定期的を開催し、同職種間の連携を強化するとともに、専門職としての意識や職業観を高めながら、適切な自立支援へつなげられる多職種の支援チーム育成を図ります。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、訪問介護事業所との連絡会を開催 ◆在宅医療連携を目的に、多職種での研修、会議を毎月開催	◇地域包括支援センターによるケアマネージャーへの助言、支援【広域7期】 ◇困難事例に対する多職種との連携強化【広域7期】
居宅介護支援事業所連絡会、事例検討会で困難事例のケース検討を行い、介護支援専門員の知識や多角的な視点を得られる機会を設けます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域連合のケアプラン点検に年4回出席、年2回の連絡会を開催 ◆居宅介護支援等職能団体の事例検討会に進行役として参加	同上

(2) 地域ケア会議の充実

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
地域関係者の連携を図り、地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげ、市域レベルの地域ケア会議として高齢者福祉推進協議会を開催し、広域連合が策定する介護保険事業計画や国・県等への提言を行っていきます。			⇒	長寿健康づくり室	◆高齢者福祉推進協議会の開催 ◆第7次介護保険事業計画策定ワーキング、策定委員会に参加	◇市地域ケア会議の内容の介護保険事業運営へ反映する体制整備、圏域レベル会議の定期開催【広域7期】 ◇「我がまち、まるごと」の視点から、社会福祉協議会などとの地域福祉における地域ケア会議と連携
在宅医療連携会議など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆在宅介護支援センター連絡会、多職種連携会議などで個別ケースを検討 ◆社会福祉協議会、シルバー人材センター等出席で生活支援等サービスの充実に関する研究会開催	同上

(3) 地域資源の活用と開発

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
<p>シルバー人材センターや、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者等を支えられるよう、地域組織間の連携・調整を行う協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を設置します。</p>	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	<p>◆社会福祉協議会、シルバー人材センター等出席で生活支援等サービスの充実に関する研究会開催 ◆専門研修を受講した地域包括支援センター1名及び在宅介護支援センター職員3名を生活支援コーディネーターとして配置</p>	<p>◇民間事業者、地域まちづくり協議会等地域団体などの協議体（研究会）参加を徐々に要請【広域7期】 ◇社会福祉協議会に設置予定のコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図る。【広域7期】</p>
<p>協議体及び生活支援コーディネーターによって、ニーズに合った活動の促進やサービスの開発につなげるとともに、組織間の連携などを促します。</p>		⇒	⇒	長寿健康づくり室	<p>◆シルバー人材センターにて生活支援サービスメニューを整理、一人暮らし高齢者等の御用聞きを行う。 ◆これらにより、シルバー人材センターの会員が増加</p>	<p>◇シルバー人材センター以外の生活支援サービスの開拓【広域7期】 ◇社会福祉協議会の地域福祉におけるボランティア活動との連携【広域7期】</p>

2 福祉と医療の連携強化

(1) 在宅医療の推進（訪問看護・リハビリテーションの充実強化）

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
地域の医療・介護サービスの資源を把握するとともに、在宅医療連携会議において、在宅医療・介護連携での課題の抽出・対応、情報共有などの方法についての協議を継続していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆在宅医療連携会議を在宅医療連携推進協議会とし、年3回開催 ◆ICTを活用した情報共有システムを導入	◇継続しつつ亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」の利用拡大
在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」を設置し、退院支援等において利用者・患者又は家族及び多職種間の調整を行います。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆市立医療センターの事務局内に相談支援窓口を設置、多職種と連携調整 ◆同センター地域連携室と退院支援で連携	◇相談・支援窓口の確保・充実【広域7期】
在宅医療・介護連携組織が主体となった関係者の研修を行い、医療職、介護職相互の知識の向上と理解を促し、在宅医療・介護サービスの提供体制を強化します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆多職種連携会議として、事例検討・講演会等研修を実施	◇医療介護職の知識向上と理解のための研修等の実施【広域7期】
在宅医療に関するパンフレットを作成するとともに、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表示書）及びその解説書等を併せて活用し、市民への普及啓発活動を進めます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆リビング・ウィル（パンフレット一体）を講演会やイベントの場で普及啓発、希望者に配布	継続しつつ、エンディングノートの作成（看とりに関する意識啓発【広域7期】）
訪問看護ステーションや医師会の副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを継続するとともに、二次保健医療圏での近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用 ◆市立医療センター敷地内に在宅医療支援のための保険調剤薬局を誘致 ◆また、同センターの一般病床を一部地域包括ケア病床化、訪問看護ステーションを設置 ◆三重県の在宅医療広域調整会議に参加	◇構成2市以外の広域連携【広域7期】

(2) 認知症高齢者への支援の充実

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
認知症に対する地域での理解を促すため、地域住民各層への認知症サポーターの養成を進めるとともに、サポーターによる認知症理解のための活動を支援します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域まちづくり協議会やサロンのほか、小学生を対象としたキッズサポーター養成（参考：H29養成者数424人うちキッズサポーター171人） ◆医師会の医療関係者を142人養成（うちH29は20人）	◇キッズサポーターの拡充 ◇ステップアップ講座の開催、キャラバンメイト（サポーター養成者）や受講者の活躍の場の検討【広域7期】
また、認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆認知症ケアパス改定版を作成、配布 ◆介護支援専門員協会と共催で認知症市民講座開催	継続（内容を見直しながら【広域7期】）
医師会等の各専門職の多職種によって認知症初期支援体制の検討を行うとともに、認知症初期支援集中チームを設置し、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を集中的に行います。			⇒	長寿健康づくり室	◆認知症初期集中支援チームを設置、チーム員会議を開催し、平成29年度は3件対応	◇認知症初期集中支援チームの活動を普及【広域7期】
認知症地域支援推進員を配置し、専門医や認知症疾患医療センター、認知症初期支援集中チームなどとの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスに繋げていきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆認知症地域支援推進員を2名養成・配置、初期集中支援チーム員会議に参加	継続（実績を積み上げながら改善【広域7期】）
軽度認知障害（MCI）の人が認知症に移行しないような予防策を検討します。			⇒	長寿健康づくり室	◆脳の健康教室を月4回、6か月1クール×2回実施（参考：H29参加者数49人） ◆レッツゴー五つ星等介護予防教室にて認知症予防対策を普及啓発	◇総合事業のサービスとして、認知症予防の通いの場を増強
認知症高齢者などを見守り、徘徊者を発見できるよう、地域の協力機関の拡充を図り、見守りのためのネットワークを強化します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆郵便局、JA鈴鹿農協、コープ三重、第三銀行と改めて高齢者虐待等の見守り協定を締結	◇協定締結先の拡大 ◇徘徊探索サービス（QRコードラベルシール）利用促進【広域7期】
また、認知症高齢者や家族が地域の中で交流し、介護の負担が軽減されるよう、集いの場である「認知症カフェ」等の設置を検討します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆市総合保健福祉センターの共用スペースで、概ね月1回認知症カフェ（「元気丸カフェ」）実施 ◆関地区にて介護予防教室と合わせたコミュニティカフェ「四つ葉サロン」開催（参考：H29は2か所で延べ337人参加）	◇利用拡大、地域での認知症カフェの設置推進（コミュニティカフェ等類似している活動との連携を含む。）【広域7期】

3 多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援

(1) 生活支援サービスの確保（見守り、配食など）

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
介護予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）が再編されるため、介護予防・生活支援サービス事業の内容を検討し実施していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で旧介護予防事業を新しい総合事業として事業再編、平成29年度から開始	◇広域、鈴鹿市とサービス内容を見直しながら推進 ◇サービスAの実施検討【広域7期】
民間事業者等の見守り活動を拡大していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、地区福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆郵便局、JA鈴鹿農協、コープ三重、第三銀行と改めて高齢者虐待等の見守り協定を締結 ◆老人クラブの友愛訪問活動を助成支援	◇協定締結先の拡大、社会福祉協議会との連携強化
災害時避難行動要支援者台帳やマップ、個別支援計画の情報を活用して登録者の緊急時対応を行っています。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆避難行動要支援者名簿の再構築し、自治会の代表者等避難支援者に周知	◇名簿更新、緊急時支援
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域支援事業の任意事業を活用し介護用品支給事業等高齢者の自立支援を実施	◇対象者や事業内容を見直して、継続実施【広域7期】
また、緊急時の連絡や配食等のサービス等について、ICTを活用し、包括的に高齢者を支援するシステムを検討します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆一人暮らし高齢者等の孤立死防止のための緊急通報装置を更新（御用聞きボタン装備） ◆亀山QOL支援モデル事業のタブレットに生活支援サービス申込み機能付加	◇シルバー人材センターによる御用聞きと生活支援サービスの提供以外へも活用
高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシー料金の助成については、生活支援なども含めた施策として見直しを行います。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆高齢者のタクシー券の利用を基本的に乗合タクシー事業（商工振興室）の利用へ移行検討	◇平成31年度から移行予定、買い物や介護予防教室参加のための交通手段として活用

(2) 財産管理などの権利擁護

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
虐待防止に関するネットワークにより、地域ぐるみで早期発見・早期対応が図られるようになります。虐待が発生した際は、マニュアルに従い、地域包括支援センターが窓口となって、関係機関と共に保護・支援にあたります。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆虐待防止代表者会議の開催するとともに、発生時はマニュアルを参照しながら関係機関協力のもと対応	◇未然防止できる体制の整備【広域7期】
高齢者世帯の訪問時等に虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどいを開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者の都合に配慮していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆健康電話相談での24時間相談対応 ◆窓口、行事等で啓発用ポケットティッシュ配布 ◆市立医療センターの総合医の協力を得て認知症カフェ、介護者のつどいを同時開催	◇家族介護者への普及啓発、負担軽減【広域7期】
成年後見制度や権利擁護については、社会福祉協議会（地域権利擁護センター（日常生活自立支援センター））、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら、情報提供に努めるとともに、必要な人への支援を行います。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域包括支援センターの権利擁護事業の成年後見制度利用促進等を社会福祉協議会に委託（参考：H29の成年後見制度の利用支援事業0件、利用助成事業1件、相談79件（包括9件、社協70件））	◇法人後見、市民後見について社会福祉協議会と検討【広域7期】

4 介護予防の推進

(1) 要介護状態とならないための予防の取り組み

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
介護予防事業については、介護予防・日常生活支援総合事業として事業内容が見直されることから、これまで実施してきた介護予防事業を見直ししながら、すべての高齢者に対する介護予防事業として、一般介護予防事業を実施します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で旧介護予防事業を新しい総合事業として事業再編、平成29年度から開始 (参考：H29介護予防教室：延べ297回7,816人参加、出張：延べ76回1,571人参加)	◇広域、鈴鹿市とサービス内容を見直しながら推進 ◇サービスAの実施検討【広域7期】
地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成と支援を行い、地域住民主体の介護予防活動の展開を促します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域まちづくり協議会で健康づくり応援隊養成講座を実施 ◆老人クラブの体操教室、地域のサロン活動に補助支援	◇総合計画（健康サブリプロジェクト）において見直しを図る。
また、リハビリテーション専門職と地域包括支援センターが連携し、通所、訪問等における地域での介護予防事業の効果を高めます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆訪問型サービスC、地域リハビリテーション支援事業でサービス提供	

(2) 自立支援に資する介護の推進

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
従来、二次予防事業で実施してきた運動・口腔機能向上プログラムなどに相当する介護予防については、これまでの介護予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）とともに再編し、生活支援サービスと合わせ、要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業として実施します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆口腔、栄養改善、運動機能向上は、新しい総合事業の訪問型及び通所型サービスCとして事業再編、実施	
新たな事業の中で、介護予防を効果的に進めるため、これまでの手法を検証しつつ、新しい手法を検討します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆介護予防教室等介護予防普及啓発事業のサービスメニューを広域連合、鈴鹿市とともに再編、実施	

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備

(1) 高齢者に配慮した住まいの整備

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮らし高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善を図ります。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆独居老人宅修繕事業の利用（参考：H29利用4件）	継続（介護認定を受けていない方のために必要な事業である。）
市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を補強するための支援を行うと同時にバリアフリー化を含めた住宅リフォーム工事を支援します。	⇒	⇒	⇒	危機管理室	◆亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱に基づく住宅リフォーム工事（耐震補強工事）[参考：H29補助13件]	継続（亀山市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進）
市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティネット等国や民間の団体等のしくみを活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居を支援します。	⇒	⇒	⇒	営繕住宅室	◆市営住宅への優先入居2名 ※民間住宅への入居支援は社会福祉協議会において実施（あんしん賃貸支援事業）	◇既存事業継続と空家バンクの活用等【広域7期】
消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひとり暮らし高齢者の住まい方を支援します。	⇒	⇒	⇒	消防本部予防室 長寿健康づくり室	◆ひとり暮らし高齢者見守り訪問（毎年11月実施、H27～H29：179人）、火災警報器の給付（H29：4件） ◆日常生活用具の給付⇒3（1）参照	◇見守り訪問は、消防本部において継続 ◇日常生活用具の給付は、長寿健康づくり室にて継続
引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組みを進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正利用等優しさと思いやりのある行動を促していきます。	⇒	⇒	⇒	地域福祉室	◆おもいやり駐車場利用証の発行（H29：521件） ◆おもいやり駐車場の適正利用を広報周知	継続
自治会等の地域支援組織の自主的な活動により、地域の避難行動要支援者を台帳やマップに登録し、個別支援計画を策定するとともに、避難訓練等を行い、災害時に実効性のある避難支援を行えるようにします。また、福祉施設との応援協定締結に向けた協議を行っています。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室 地域福祉室 危機管理室	◆避難行動要支援者名簿の再構築し、自治会の代表者等避難支援者に周知 ◆介護保険施設等と福祉避難所協定締結（H29.3現在、特別養護老人ホーム5か所、老人保健施設1か所、養護老人ホーム1か所）	◇グループホーム等障害者施設を含め確保していく。

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどの運営やサービス及び関連する計画との整合が担保されるよう、広域連合や県等と連携しながら、事業者働きかけていきます。			⇒	長寿健康づくり室	◆サ高住等開設予定の事業者と適切な運営が図られるよう協議	◇併設の介護サービス事業所職員との意見交換【広域7期】

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）

高齢者（老人）福祉事業の目標と方策

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。				長寿健康づくり室		
地域密着型サービス 居宅サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 ⇒ 1箇所	⇒				◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による
②看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) ⇒ 1施設(29人)		⇒			◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による
地域密着型サービス 施設・居住系サービス 認知症対応型共同生活介護 9施設(108人) ⇒ 10施設(117人)		⇒			◆広域連合で公募し、設置事業者1法人 (社会福祉法人安全福祉会) 9床1施設の整備	

注) 広域連合…鈴鹿亀山地区広域連合
広域7期…第7期介護保険事業計画